

レセプトデータの送信方法及び確定方法の変更について

平成23年4月請求分から、オンライン請求によるレセプトデータの送信方法及び確定方法を変更します。

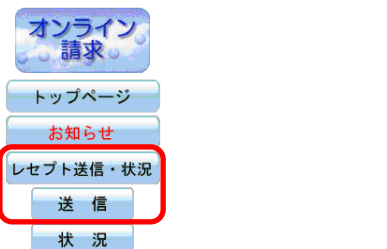
1 レセプトデータの送信

レセプトデータを送信する際に、前回送信されたレセプトデータが「未確定」のままの場合、送信を不可とさせていただきます。

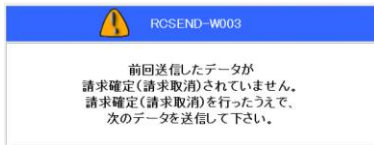
前回送信されたレセプトデータを請求確定（又は請求取消）していただいた上で、再度レセプトを送信することとなります。

《前回送信データが未確定の場合》

「レセプト送信」をクリックする



確認メッセージが表示される



OK

請求状況画面で請求確定（又は請求取消）を行う

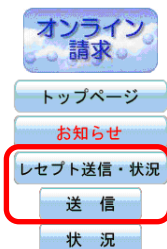
平成22年 月診療分 請求状況 (医科)

2010 / 現在										最新状況に更新
送信回	送信日	請求確定日	診療科	請求確定回	送信しセプト件数	要確認件数	請求確定件数	現在	請求状況	
1	/	-	-	-	Z	Z	0	0	-	請求確定(エラー分含む) 請求確定(エラー分除く) 請求取消

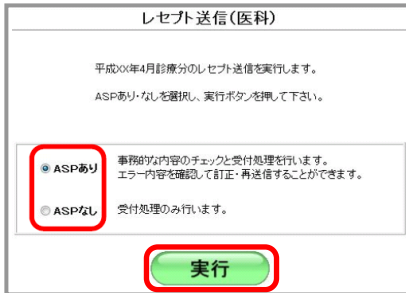
CSV一括ダウンロード

トップページに戻る

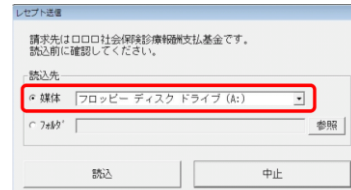
「レセプト送信」をクリックする



レセプト送信画面で「実行」をクリックする



レセプトデータの読込先を選択する



レセプト送信が完了する



OK

請求状況画面で請求確定（又は請求取消）を行う

平成22年 月診療分 請求状況 (医科)

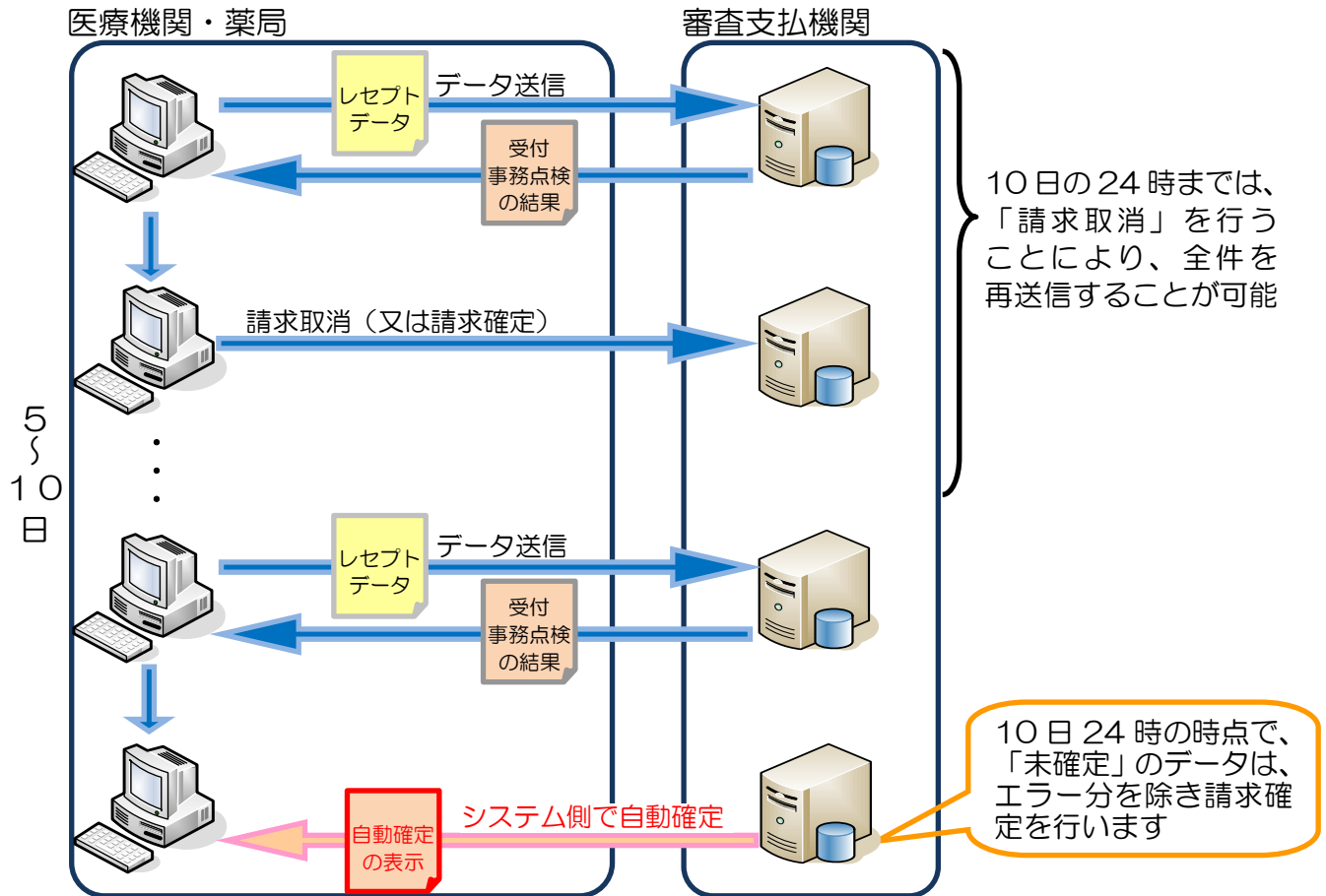
2010 / 現在										最新状況に更新
送信回	送信日	請求確定日	診療科	請求確定回	送信しセプト件数	要確認件数	請求確定件数	現在	請求状況	
1	/	-	-	-	Z	Z	0	0	-	請求確定(エラー分含む) 請求確定(エラー分除く) 請求取消

CSV一括ダウンロード

通常のレセプト送信の流れ

2 レセプトデータのシステムによる自動確定

送信されたレセプトデータが「未確定」のままの場合、請求期限日である10日の24時をもって、オンライン請求システム側で自動的に「請求確定（エラー分除く）」を行います。



<参考>

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（抄）
(療養の給付費等の請求日)

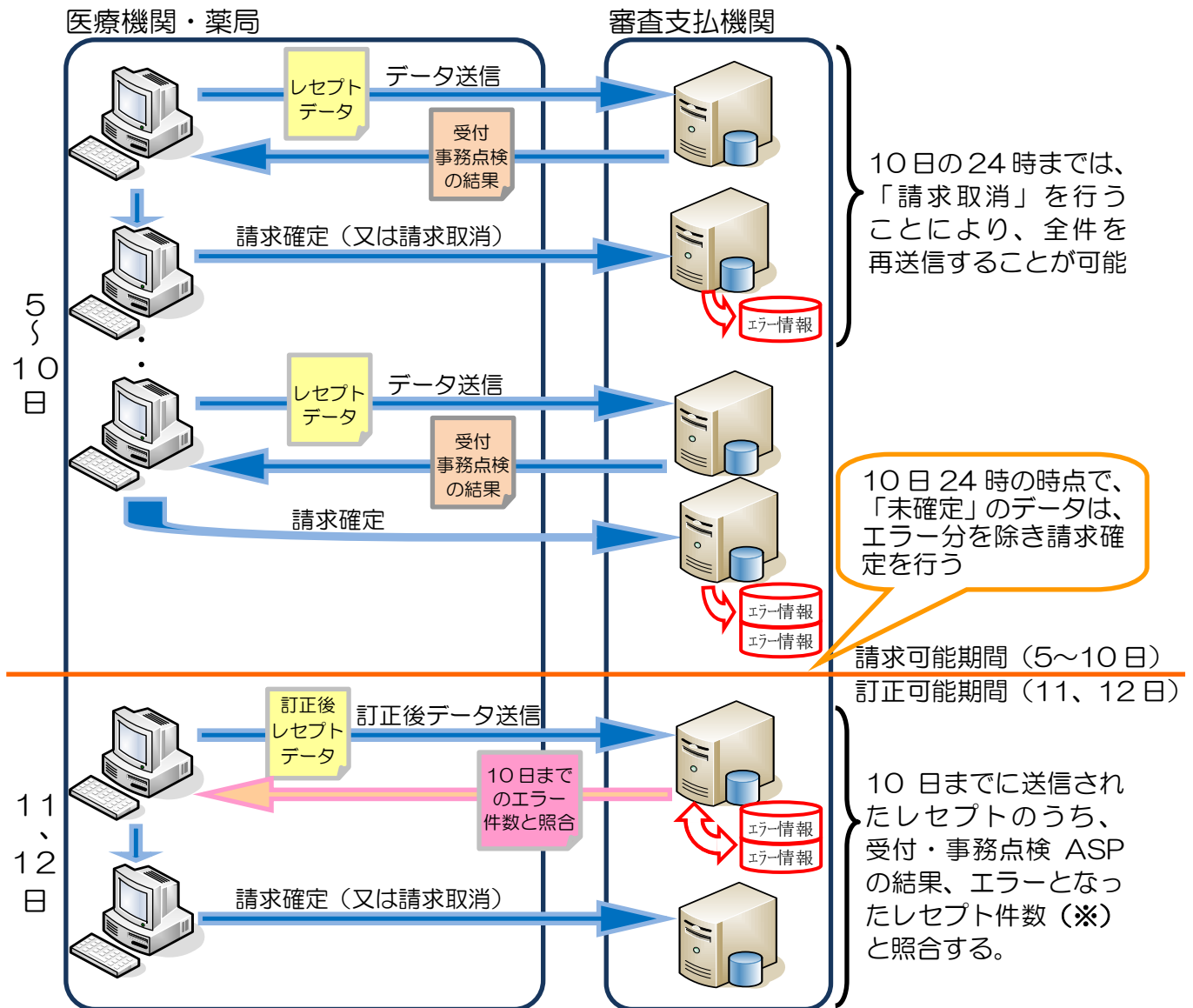
第二条 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。

オンラインによる請求は、毎月10日までに行わなければなりません。
オンラインによる請求は、請求確定された時点で、審査支払機関のサーバに記録されます。

3 訂正可能期間におけるレセプトデータの送信

11日及び12日にレセプトデータを送信する場合、10日までに送信されたレセプトデータのうち、受付・事務点検 ASP の結果、エラーとなったレセプトデータのみを送信できることとします。



※ エラーとなったレセプト件数にカウントされるレセプトデータ

請求状況	受付不能 (L2)	要確認 (L3、L4)
請求確定 (ASP なし)	○	—
請求確定 (エラー分含む)	○	—
請求確定 (エラー分除く)	○	○
請求取消	—	—

※ 12日まで訂正を行うことができる取り扱いは、オンライン請求では電子レセプトを早期に授受できるという特性を活かし、返戻を減少させ、できるだけ当月中に決済が完了するよう、審査支払機関が運用上行っているものです。